

後見センターだより（第41回後編）

前回（本連載第41回前編）に引き続き、総合支援型後見監督人に選任されたことのある専門職の方々へのアンケート結果を紹介しつつ、総合支援型後見監督人選任の運用についての今後の課題等について検討します。なお、内容や略語等については、前回記事をご確認ください。

4 初回報告から2回目報告まで

(4) どのような事項についての助言や指導が難しかったか。

助言・指導が難しいと感じた項目については、意思決定支援が34件、財産管理事務が19件、身上保護事務が8件、報告事務が47件、地域における相談窓口理解が9件でした（【図7】）。具体的に難しいと感じた点について、「本人が意思疎通できない場合の意思決定支援の方法」が多くあがっていました。

この結果からは、総合支援型後見監督人は、意思決定支援や報告事務についての助言・指導の場面で苦労されていることがうかがわれます。

意思決定支援については、前回記事3(1)で述べたとおり、親族後見人の意識改革に努めていただければ十分と考えています。なお、本人が意思疎通できない状態である場合にどのような方法で意思決定支援を図るかは、難しいところがありますが、一般には、できるだけ情報を集めて本人の意思を推定するべきで、安易に代行決定すべきではないと説明されています（厚生労働省のホームページ「成年後見はやわかり」の「意思決定支援について総合的に学ぼう」¹にも説明があります。）。こうした考え方も参考にしていただいて、適切な助言や指導をお願いしたいと考えています。

¹ <https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/awareness/>

なお、「成年後見はやわかり」のトップページから「成年後見人等のみなさまへ」に移っていただくと、「意思決定支援について総合的に学ぼう」のページへのリンクがあります。

報告事務については、後見センターでも日々の業務の中で書面の作成や提出に不慣れな親族後見人に接することは多くあり、その度に督促や追完指示をして監督に努めています。総合支援型後見監督人においては、大変苦労をかけますが、親族後見人に報告事務についての知識・経験を身につけてもらうため、
5 引き続きの支援をお願いしたいと考えています。なお、前回記事の3(3)でも触れましたが、親族後見人に対しては、必ずしも専門職と同程度の「きれいな」報告まで求めているわけではありません。

(5) 支援期間を9か月としているのは相当か。

当初の支援期間9か月が相当かとの質問について、全体の58%がちょうどいいと回答している一方で、全体の31%が短い又はやや短いとの回答でした
10 ([図8])。どの程度の期間が相当かについては、1年程度という意見が多くあがっていました。

当初の支援期間をどの程度に設定するかについては、「親族後見人が到達点に達するために必要な期間」と「総合支援型後見監督人が到達度の評価するために必要な期間」を主に考慮して定めるのが相当と考えられるところ、総合支援型後見監督人選任の運用を始めるに当たって後見センターと三士会との協議により、これを9か月としたとの経緯があります。上記の結果からは、全体の約6割が9か月を必要かつ相当な期間と考えていることがうかがわれます。
15 支援期間が9か月では足りない場合、後見開始の審判確定から最長2年の範囲で延長を認める扱いをしていますので、2回目報告においてその旨の意見を提出していただければと思います。上記の説明でお分かりのとおり、当初の支援期間の設定に当たっては、個別課題の解決に必要な期間は考慮されていません。個別課題の解決のためには9か月を超過する期間を要するという場合にも、その旨の意見を提出していただければ、後見監督の役割変更も含めて必要な対応をとらせていただきますので、後見センターに相談してください。
20 25

なお、全体の11%がやや長い又は長いとの回答でしたが、親族後見人がケ

ース会議に出席しているか、チームの一員として関係機関や支援者とつながっているかなどの身上保護事務については、到達点に達しているかの評価を短期間で行うのは難しいと考えますので、当初の支援期間として9か月は維持したいと考えています。

5 (6) 親族後見人の到達度を評価するに当たって難しかったことは何か。

2回目報告に当たって到達度の評価で悩まれた項目については、意思決定支援が15件、財産管理事務が10件、身上保護事務が4件、報告事務が21件、地域における相談窓口理解が2件でした（【図9】）。

10 この結果からは、総合支援型後見監督人は、親族後見人への助言・指導の場面で苦労されたのと同様、親族後見人の意思決定支援や報告事務についての到達度の評価に苦労されていることがうかがわれます。

意思決定支援については、前回記事の3(1)で述べたとおり、親族後見人が意思決定支援の基本的な考え方を理解すれば十分であると考えています。

15 報告事務については、裁判所の立場からは、到達点として整理された基本的な事務を行えるまでに至っていない以上、報告事務について到達点には達していないと評価せざるを得ません。もっとも、第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）においては、意思決定支援や身上保護も重視した制度の運用が掲げられ、相応しい親族後見人候補者がいる事案では、その者を後見人に選任すべきであると考えられていますので、報告事務の到達度の評価を厳しくして親族後見人に後見人としての能力がないと判断することは、その趣旨に反することにもなりかねません。また、先にも触ましたが、親族後見人の到達点としては、専門職と同程度の「きれいな」報告ができるところまでを求めているものではありません。こうした観点からは、親族後見人が報告事務についての基本的な考え方を理解し、少なくとも裁判所からの追完指示等に適切に対処できる程度に一通りの報告事務ができるようになればよいのではないかと考えています。

(7) 親族後見人が到達点に達していないと判断した場合にどのような意見を提出したか。

2回目報告に当たって到達度に達していないと評価した場合の意見について、定期確認型監督へ移行が4件、個別課題支援型監督へ移行が3件、支援期間の延長が13件でした（【図10】）。

この結果からは、2回目報告に当たって到達度に達していないと評価した事案は多くはなく、総合支援型後見監督人は、当初の支援期間の中で、親族後見人が一通りの後見事務を概ね問題なく行うことができる程度の力を身に付けたと評価していることがうかがわれます²。

10

5 総合支援型後見監督人を終えて

(1) 総合支援型後見監督人が選任されたことによる効果があったか。

総合支援型後見監督人の選任により親族後見人の後見事務に何らかの効果があったかとの質問について、全体の73%があったとの回答でした（【図11】）。具体的な意見としては、「報告書等を適切に作成できるようになった点」、「財産管理を適切に行えるようになった点」が多くあがっていました。

この結果からは、多くの専門職が総合支援型後見監督人による支援の効果を実感していることがうかがわれます。

(2) 親族後見人に対する支援に限界を感じたことがあったか。

親族後見人の対応や支援に限界を感じたかとの質問について、全体の65%がないとの回答でした（【図12】）。一方で、あると回答した方の意見として、親族後見人の年齢や能力、考え方の問題を指摘するものが多くあがっていました。

この結果からは、多くの事案では、総合支援型後見監督人による積極的・能

² なお、回答者の中には、2回目報告に至っていない者や本人が死亡したため支援を終了した者も含まれている。

動的な支援が奏功していることがうかがわれますが、一部の事案では、総合支援型後見監督人において親族後見人の支援に限界を感じているという実情がうかがわれます。

後見センターでは、前回記事の3(1)でも述べたとおり、親族後見人候補者を後見人に選任する際には、必ず参与員による受理面接又は調査官による面接調査を実施していますが、多くの場合1回しか実施されない面接によって適格性を判断したり親族後見人への支援の実効性の有無を十分に見極めたりすることはなかなか困難です。総合支援型後見監督人選任の運用の理念に照らし、開始時は幅広く親族後見人候補者を後見人に選任し、監督を行う中で後見人としての適格性を見極めるほかないと考えています³。

6 終わりに

今回は、本アンケートの回答内容や検討結果等について紹介しました。総合支援型後見監督人選任の運用状況について説明させていただいた本連載第39回と併せてお読みいただければ、総合支援型後見監督人選任が、概ね順調に運用されており、定着しつつあるといえるのではないかと考えています。これは、その運用に当たって重要な役割を担う専門職後見監督人の皆さまのご理解と多大なご協力があってこそその成果だと考えています。

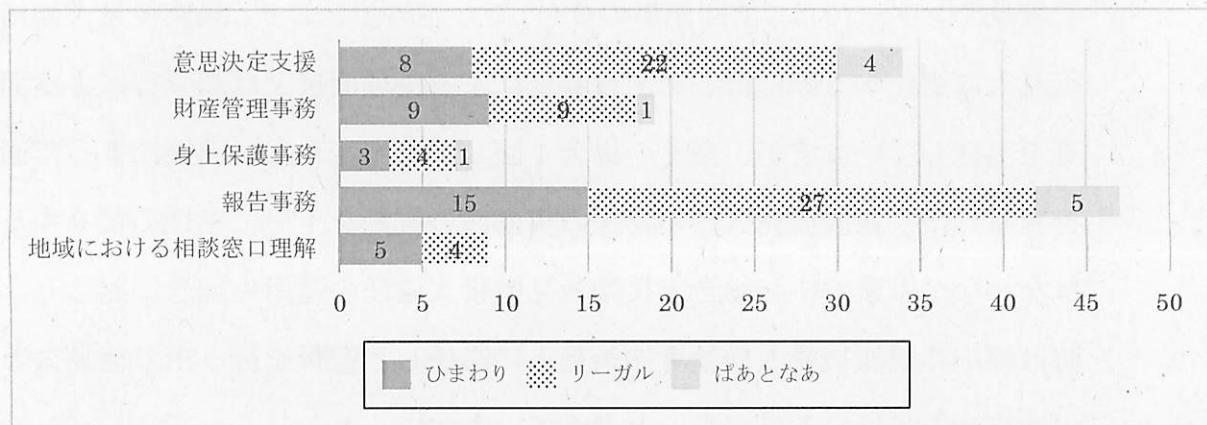
今後とも、総合支援型後見監督人選任の適切な運用に向けて、ご協力をいただきますようお願いします。

以上

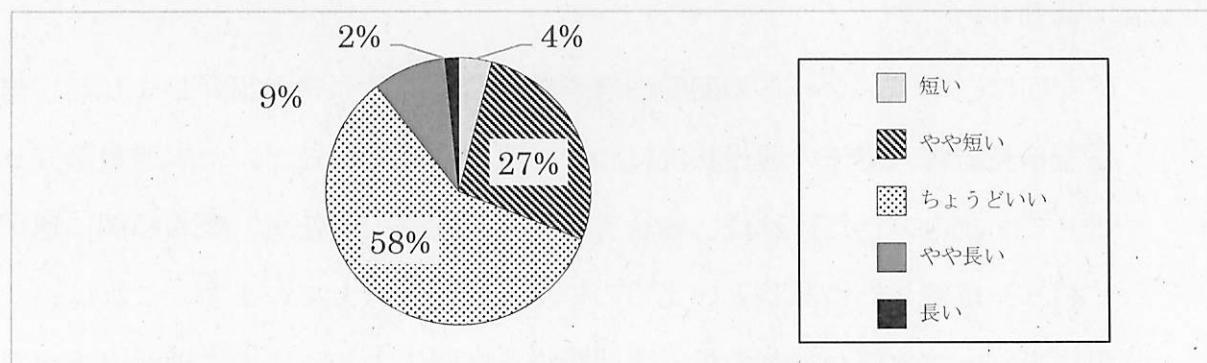
³ 後見人としての適格性を見極めることも総合支援型後見監督人の業務の一環であることは、本連載第39回で述べたとおりである。

(別紙)

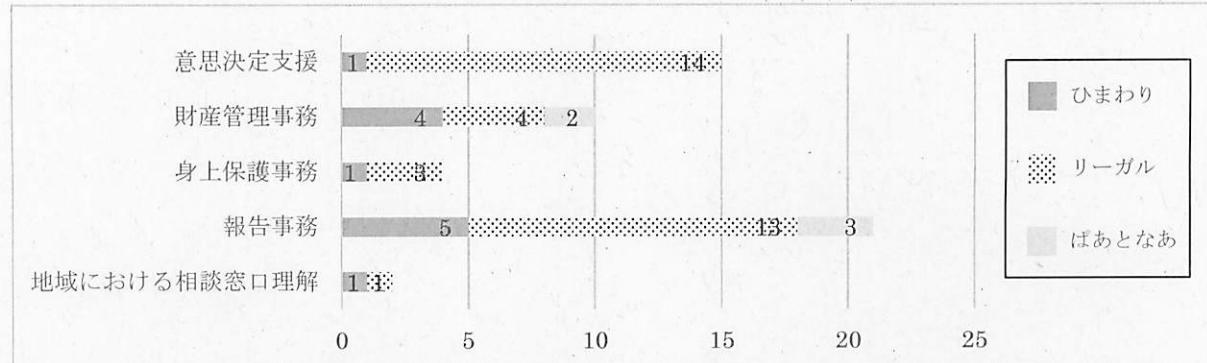
7. 助言・指導が難しいと感じた項目はありますか。ある場合には該当する項目にチェックを入れてください。(複数選択可) 【図7】



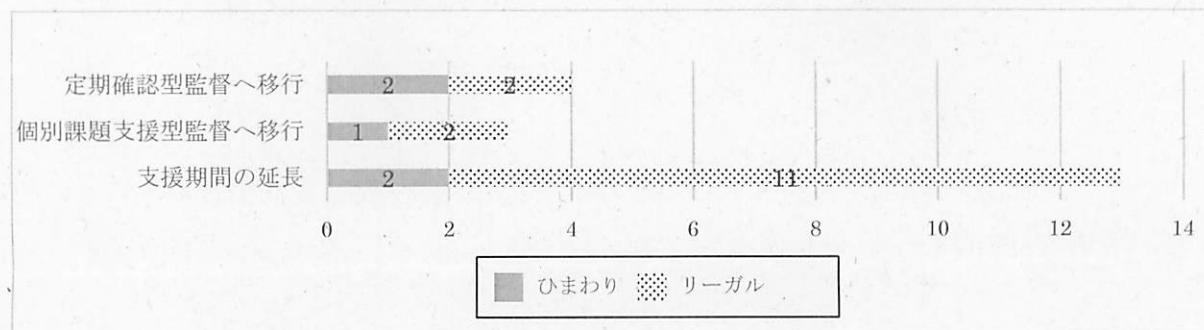
5 8. 支援期間9か月は相当であったか。【図8】



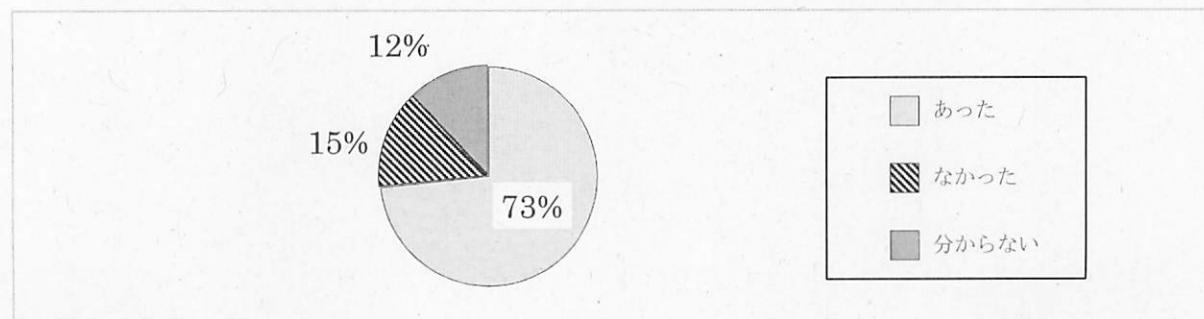
9. 2回目報告に当たって、親族後見人の到達度の評価で悩まれたことはありますか。ある場合には該当する項目にチェックを入れてください。【図9】



10. 2回目報告に当たって、親族後見人が到達度に達していないと評価した場合、①支援期間を延長する、②個別課題支援型・定期確認型監督に移行するという対応が考えられますが、そのような内容の意見を裁判所に提出したことはありますか。ある場合には該当する項目にチェックを入れてください。【図10】



- 5 11. 総合支援型後見監督人が選任されたことで、親族後見人の後見事務について何らかの効果はありましたか。【図11】



12. 総合支援型後見監督人として選任されたが、親族後見人の対応や支援に限界を感じたということはありますか。【図12】

